

事業計画

～経営理念～

市民誰もが自分らしく輝き 支え合う 福祉のふるさとづくり

I 基本方針

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、平成16年11月1日の行政合併と同時に誕生した。その後いわゆる「事業型社協」として、大きく分けて地域福祉部門、介護保険部門、介護予防部門、保育所受託運営部門の四つの事業活動を幅広く展開、法人全体の事業、予算規模を毎年拡充しながら今日に至っている。

平成25年度は、合併誕生から早いもので8年が経過し、新たな役員体制でのスタートとなった。そういう中で、昨今の行財政改革に伴う行政補助金等の見直しに対し、平成25年度を目途として作成した「財政健全化5カ年計画」の具体計画である「実施方針其の1」の実践を基本として、さらに細やかな事務・事業を組み立てていくことになる。

そしてまた、平成25年度は健全化計画実践3年目の中間年度であり、平成27年度までの後半に向けた財務、組織、事業の見直しは必須事項である。前述の四つの事業活動部門においても、地域の環境やニーズの変化に伴い、行政施策も大きく変化を見せようとしている。本会としては、これらを併せ検討し、「実施方針其の2」としてまとめなければならない。

このような中、昨年10月には全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示された。この方針における「行動宣言」は、これからの社協活動の方向性やあり方を示すものとして、全国の社協役職員が共有すべきものであり、「アクションプラン」はその実現に向けた既存事業の見直しや、新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示している。この強化方針に基づき、島根県社会福祉協議会が策定した具体的な市町村社協支援策「実践プラン」を参考に、今後の事業活動の機能強化を図っていくこととする。

これら計画策定の背景や趣旨の共通理解を基に、下記のとおり重点事業及び展開方針を定め、経営理念である「市民誰もが自分らしく輝き、支えあう福祉のふるさとづくり」のために邁進するものである。

Ⅱ 平成25年度重点事業及び展開方針

1. 「財政健全化5カ年計画」の実践と見直し

まず「実施方針其の1」による組織、財務、事業それぞれの具体計画の着実な実践を図る。

さらには、これまでの計画執行状況を検証し、また自主財源確保策も併せて検討し、平成27年度までの後半に向けた見直し計画を「実施方針其の2」としてまとめる。

2. 地域の生活課題等に適切に対応するための支援体制づくり

地域福祉事業は、平成24年度に策定した雲南市地域福祉活動計画に基づき展開する。

地域支援を担う福祉のまちづくり促進センターは、重点事業として、交流センター制度改正に伴い、地区福祉委員会として位置づけた地域自主組織福祉部が担う小地域福祉活動が、地域ぐるみで推進されるように、行政と一体となった活動支援の充実に努める。

個別支援を担う権利擁護センターは、雲南市補助事業による法人後見事業担当職員2名と、県社協委託事業による生活福祉資金相談員1名の配置により支援体制を整え、雲南市のセーフティーネット機能の一翼を担うべく、関係専門機関との連携強化に努める。

それぞれのセンターが担う二つの機能の統合的な展開（コミュニティソーシャルワーク）により、地域の生活課題等に適切に対応するための支援体制づくりを進めるものとする。

3. 介護保険事業の健全経営と、介護予防事業実践による地域貢献

「利用者本位、自立支援、自己決定」を事業活動の基本方針として、コンプライアンスの遵守、各種研修の充実に図り、それぞれ提供するサービスの質の向上を目指す。

介護保険15事業所の安定経営を基盤に、通所型介護予防事業や居住事業などの受託事業、そして地域包括支援センター（出向）を所管し、総合的な福祉サービスの展開による地域貢献を目指す。

4. 「家族の子、地域の子、世界の子」を保育スローガンに雲南市立三刀屋保育所の受託運営

平成25年度は新たな3カ年の保育業務受託のスタートとなります。保護者との信頼関係を深めるとともに、地域と一層の連携を図り、子育て支援の中核施設としての責務が果たせるよう努める。

また、雲南市の新たな保育業務委託計画には、他の社会福祉法人の動向も踏まえながら適切な準備を進めていく。

Ⅲ. 事業実施計画

1 法人運営事業部門

- 総務部の運営理念
社協らしさを発揮できる法人の経営基盤の強化を図る。
- 運営理念達成のための指針
 - (1) 総務係：法令遵守のもと、経営基盤の強化を図る。
 - (2) 財務会計係：健全かつ安定経営を目指し、適正な財務及び会計管理を行う。

1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。
 - ① 各種会議の開催
 - ア. 理事会（年5回予定）
 - イ. 評議員会（年3回予定）
 - ウ. 三役会（随時）
 - エ. 理事事業担当部会（随時）
総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会
 - オ. 地域福祉委員会（年1回以上）
 - カ. 企画調整会議（月1回）
 - キ. 管理職会議ほか
 - ② 監事による監査の実施
 - ア. 定期監査（5月）
 - イ. 中間監査（12月）
 - ③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正
 - ④ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築
 - ⑤ 職員による内部経理監査の実施
 - ⑥ 障がい者雇用の促進
法定雇用率に基づく職員採用（3人）
 - ⑦ 適正な会計処理の実施
新会計基準への移行のための調査、研究
- (2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。
 - ① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源
自主財源確保検討委員会の設置（構成員：役職員）
 - ② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料
 - ③ 島根県社会福祉協議会受託金
 - ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
 - ⑤ 財政調整積立金造成等

- (3) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。
 - ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア. 地域福祉推進研修（9月予定）
 - イ. 自法人施設事業所保育所等視察研修（6月予定）
 - ウ. 人権同和問題研修の実施（12月予定）
 - エ. 各種外部研修会（県社協）への参加
 - ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア. 人権同和問題・メンタルヘルス研修の実施（11月予定）
 - イ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等への積極的参加
 - ③ 職員の資格等取得促進
 - 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか
- (4) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。
 - ① 雲南市戦没者追悼式の開催（8月下旬予定）
主催：市・社協
 - ② 雲南市総合社会福祉大会の開催（9月下旬予定）
主催：市・社協・民児協・老連
 - ③ 第7回雲南市民歳末余芸大会の開催（12月上旬予定）
主催：市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会
- (5) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。
 - ① 財政健全化5カ年計画の修正・見直しによる「実施方針其の2」の策定と進行管理
 - ② 一般事業主行動計画の進行管理
- (6) 災害救援ボランティアセンター設置運営にかかる調査研究を行う。
市、県社協、本会ボランティアセンター等との連携による活動マニュアルの検証・見直しの実施
- (7) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。
 - ① 大東町地域福祉センター
 - ② 大東健康福祉センター
 - ③ 木次町高齢者コミュニティセンター
 - ④ 三刀屋健康福祉センター
 - ⑤ 掛合健康福祉センター
 - ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター
 - ⑦ 入間コミュニティセンター
 - ⑧ 特別養護老人ホームえがおの里
- (8) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。
 - ① 安全衛生委員会の設置

2. 広報・啓発事業

福祉活動への市民参加を促進するため、広報・啓発活動の強化

を図る。

- ① 社協だより (12,900部×年4回)
- ② 地域の福祉 (12,900部×毎月)
- ③ ホームページ (随時更新)

3. 過疎地有償運送事業

高齢者の日常生活での移動をサポートするため、雲南市地域公共交通総合連携計画に基づき過疎地有償運送事業を吉田福祉圏域で実施する。

4. 弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

5. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区”運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 社費の募集活動の推進 (5月)
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

2. 地域福祉事業部門

○ 地域福祉部の事業理念

「この地域で暮らし続けたい」の願いを支えていく

○ 地域福祉事業の指針

- 1 福祉活動のあり方を、地域でその人らしく暮らし続けることを支援するものにする。
- 2 地域で暮らし続け、社会参加できる環境づくりを行う。
- 3 住民参加により、共生の文化をもつ福祉コミュニティ（支え合える地域）づくりを行う。

1) 福祉のまちづくり促進センター

○ 福祉のまちづくり促進センターの運営方針

～ 市民と共に目指す安心して暮らし続けられる地域づくり ～

地域で発生する福祉課題や生活課題など、「生活のしづらさを感じる課題」の地域での共有を促し、その課題解決に向けた諸活動を地域と共に考え、この活動への地域住民の主体的な参加を促し、振興していく。

そして、地域で実践される課題解決に向けた支え合い「共助」による新たな絆を育み、この絆が支える安心して暮らし続けられる地域社会の形成を目指す。

○ 実施事業

1 福祉教育の推進

学校や地域住民を対象として、「福祉意識の醸成」や「福祉活動の担い手育成」などに取り組むなど、地域福祉を推進する基盤となる福祉教育の推進を目指す。

(1) 子どもの豊かな成長を促すための福祉教育

① 福祉学習支援（支援型）

ア 福祉学習ガイドの作成（平成 25 年度版）

イ 福祉教育推進連絡会議（年 1 回）

ウ 福祉学習の実践支援

② 福祉体験学習（提案型）

ア サマーボランティアスクールの開催

(2) 地域福祉を推進するための福祉教育（大人の学び）

※ 「2 小地域福祉活動の振興」、「3 ボランティア活動の振興」の項目で実施

2 小地域福祉活動の振興

新たな交流センター制度において、主要 3 本柱の地域福祉を担う地区福祉委員会（地域自主組織福祉部）の活動実践支援を行い、地域生活を支える小地域福祉活動の振興を目指す。

(1) 組織活動の運営支援

① 29 地区福祉委員会委員長会議（年 2 回）

② 6 福祉圏域単位地域福祉推進員定例会

③ 29 地区地域福祉推進員研修会（年 2 回）

④ 29 地区福祉委員会合同先進事例視察研修

⑤ 29 地区単位自治会福祉委員・民生児童委員合同研修会

⑥ 地域福祉担当職員のスキルアップ

⑦ 地域福祉実践発表（地域自主組織実践発表への参画）

⑧ 小地域福祉活動の財源支援

ア 地域福祉推進員業務支援事業

（小地域福祉活動事業促進に係る報酬部分助成）

イ 赤い羽根地区福祉委員会活動助成事業

（地区福祉委員会活動助成）

(2) 小地域福祉活動の実践支援（ガイドラインに基づく支援）

① 小地域ネットワーク活動の推進

ア ふれあい・いきいきサロン活動促進支援事業

- イ ふれあい・いきいきサロンサポーター養成研修
 - ウ ふれあい・いきいきサロン活動情報誌発行事業
 - エ 認知症講演会・サポーター養成講座の開催
 - オ 認知症支援モデル地区（3地区）継続支援（最終年度）
 - カ 回想法普及促進事業
- ② その他、地区の実情に合わせた事業実践支援

3 ボランティア活動の振興

ボランティア活動実践者の参画による、ボランティアセンターを中核として、市民参加によるボランティア活動の実践支援を行い、地域生活を支えるボランティア活動の振興を目指す。

- (1) ボランティア活動の支援
- ① ボランティアセンター運営委員会設置・開催
 - ② ボランティア等連絡調整
 - ③ ボランティア活動財源の支援（活動助成）
- (2) ボランティアの啓発と促進
- ① ボランティアの啓発及びスキルアップ研修会(大人の学び)
 - ② 住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会議
 - ③ 地域密着型ボランティア団体連絡会議
 - ④ 音訳ボランティア団体連絡会議

4 住民参加による地域生活支援事業の推進

“社協らしさ（社協の強み）”を活かした、市民ボランティアの参画に基づく、市民と社協の協働による地域生活支援事業の展開を目指す。

- (1) 食の自立支援給食・配食サービス事業（市受託事業）
- 調理が困難な高齢者（65歳以上）や低栄養状態の高齢者に対して食事を提供することを目的に大東・加茂・木次・三刀屋・掛合福祉圏域で実施（ボランティアの協力による見守り等も含めた地域密着事業としての展開）
- ① 1食350円
- (2) 認知症徘徊SOSネットワーク事業
- ① ネットワークシステムによる情報の発信・収受
- (3) 地域子育て支援事業
- ① 地域主体型子育てサロンへの支援（大東・三刀屋）
 - ② 社協主体型子育てサロンの運営（加茂・木次・吉田・掛合）
 - ③ 地域主体型子育てサロンへの移行検討
- (4) 広報音訳事業
- (5) その他の住民参加型地域生活支援事業
- ① 郵便見守り事業

5 民生児童委員協議会の活動支援

雲南市の地域福祉活動の一翼を担う雲南市民生児童委員協議会活動を支援し、地域福祉活動の推進を図る。

(1) 民生児童委員協議会活動支援事業

- ① 雲南市民生児童委員協議会活動支援
- ② 6単位地区民生児童委員協議会活動支援

6 雲南市共同募金委員会の運営

地域福祉活動の推進を目的としたファンドである、共同募金活動を展開することにより、寄付の文化を振興し、市民に支えられた地域に根ざした地域福祉活動の推進を図る。

(1) 雲南市共同募金委員会運営事業

- ① 会務運営
- ② 赤い羽根共同募金活動の推進

2) 権利擁護センター

○ 権利擁護センターの運営方針

～ 地域で自分らしく安心して暮らし続けられる生活支援体制づくり ～

自身の自立生活の支障となる、個別的な福祉課題を抱える地域住民に対し、公益・公共・中立性に基づくサービスにより、課題解決への個別支援を行う。

そして、当事者の権利を擁護し自立を促し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていけるよう、地域社会やボランティア、関係機関などの連携による支援の輪（ネットワーク）を構築し、当事者の自立に向けた生活支援を目指す。

○ 実施事業

1 相談体制の整備

市民の生活上の困りごとなどの相談を受け止め、課題解決への支援を行うため、専門職による法律相談所を設置する。

また、市民の身近な相談窓口となる、本所・支所の相談機能の充実を目指す。

(1) 身近な相談窓口機能の充実

職員の相談援助技術の向上を図るとともに、民生児童委員との連携を強化し、市民の身近な相談窓口としての機能を充実させる。（小地域ネットワーク活動等との連携を含む）

(2) くらしの相談事業（無料、予約制）

- | | | | | |
|----------|---------|--------|---|--------|
| ア 弁護士相談 | 毎月第2木曜日 | 13時30分 | ～ | 15時30分 |
| イ 司法書士相談 | 毎月第4金曜日 | 13時30分 | ～ | 16時30分 |

2 自立生活支援制度の活用

生活資金の融資が、当事者の自立生活への意欲を助長していく

ために活用されるよう、当事者を取り巻く生活課題の解決に向けた、総合的な視点に基づく生活支援を目指す。

(1) 民生融金貸付事業

緊急な資金融資を必要とする生活困窮世帯への小口資金（上限5万円）の貸付

(2) 生活福祉資金貸付制度（実施主体：県社協）

生活課題等を抱える世帯の経済的安定や、社会参加の促進を図るための県社協の貸付制度への事業協力

3 権利擁護体制の充実

自身の判断能力が低下した方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域で自分らしく安心して暮らし続けられるための専門的な支援を目指す。

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、「自身一人で判断することに不安がある方」に対して、制度に基づく専門的な支援を行う。

① 支援体制の充実に関する事業

ア 生活支援員の配置（35名）及び研修の実施

イ 専門員の配置（2名）及び相談援助技術等の研修の受講

ウ 支援ケースに応じた新たな生活支援員の確保

② 当事者の支援に関する事業

ア 相談受付・状況調査・関係機関との連絡調整等

イ 個別支援計画の作成と、これに基づく各種支援サービスの実施

ウ 利用料助成事業として、利用料1時間当たり500円と交通費全額の助成の実施

(2) 法人後見事業（法人による成年後見制度への取り組み）

日常生活自立支援事業等では対応が困難な状態である「自身による意思決定が困難な方」などに対して、社協が法定後見人となり、財産管理、身上監護などを行う。

① 支援体制の充実に関する事業

ア 担当職員の配置（2名）及び専門研修の受講

イ 関係専門機関との連携

② 法人後見事業の運営に関する事業

ア 運営委員会の開催

イ 受任審査会の開催

③ 当事者の支援に関する事業

ア 被後見人等の財産管理や身上監護

イ 関係機関との連絡調整

4 当事者組織等の支援

当事者組織等の特性が発揮されるように、その主体性を尊重した側面的な支援を行う。これにより、当事者相互のつながりを深め、組織活動を通じた当事者の福祉増進を目指す。

(1) 当事者組織活動支援事業

当事者の主体性に基づく組織運営を促す事務局業務支援

- ① 雲南市母子会
- ② 雲南市手をつなぐ育成会
- ③ 雲南市身障者協会
- ④ 被爆者協会（木次・吉田）

(2) 当事者組織活動助成事業

当事者組織の活動が円滑に進むよう、活動財源の助成を行う。

3. 在宅福祉事業部門

＜在宅福祉部基本理念＞

「利用者本位」 「自立支援」 「利用者による選択（自己決定）」

＜重点実施項目＞

1. 役職員が一体となった経営改善

- ① 介護保険事業部会と連携を図り事業所訪問等一体感の醸成を図る。
- ② 新会計への移行を踏まえ独立採算制による経営意識の向上や不採算事業の見直し等により経営改善に努める。
- ③ 積極的な人事異動と管理体制の見直しを図る。

2. 人材育成、処遇改善の推進と労働環境の改善

- ① 平成26年度体制づくりのため職員募集を行う。
- ② 処遇改善加算により介護職員の処遇改善を継続実施する。
- ③ 一般事業主行動計画の推進とともに労働環境改善に努める。

3. 第5期介護保険事業整備計画への対応

平成27年度特別養護老人ホームえがおの里の20床増床への対応。

4. 障がい者総合支援の推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を積極的に推進するため各種研修会へ参加しサービスの質の向上を図る。新たな事業として訪問介護事業所みとや内に特定相談支援事業所の開設を予定。

在宅福祉部の各事業の事業計画は次のとおりとする。

◎在宅福祉課

通所型介護予防事業（はつらっデイサービス・二次予防事業）

家に閉じこもりがちな高齢者、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者のうち特定高齢者を対象に、①運動器の機能向上②栄養改善③口腔機能の向上④うつ予防⑤認知症予防⑥閉じこもり予防等の各プログラムを、雲南市地域包括支援センターと連携を図りながら市内全域で実施する。

また、各交流センターやボランティアなど、地域のご協力をいただきながら高齢者の生きがいと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるよう、積極的に事業を展開する。

- ・市内を28カ所に区分し、交流センターなどが会場
- ・一人当たり 月3回のサービス提供
- ・利用料 1回につき1,000円（昼食と車での送迎を含む）

◎雲南市包括支援センターへの職員出向

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き5名の専門職員（看護師3名、社会福祉士2名）を雲南市包括支援センター（大東・三刀屋）に出向する。

◎介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合委託事業）

介護人材養成の体系が変わり、これまでの介護職員基礎研修とヘルパー1級研修は実務者研修に一本化され、ヘルパー2級研修は介護職員初任者研修に移る。これまでは、ヘルパー研修を修了しても、研修を修了すること自体は、介護福祉士国家試験の受験要件には算定されなかった。しかし、今回の研修からは、研修から資格取得までのキャリアパスを図る途として初任者研修から実務者研修、介護福祉士までが一本の線につながる形となった。

本会では、雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として研修事業を実施する。

◎大東介護事業所

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：年中無休 営業時間：午前7時から午後7時

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

○障害者自立支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護

◇個別ケアの実施とサービスの質の向上に努める。

《通所介護事業所おおぎ》 *定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇明るく笑顔を大切にして、心地よい居場所づくりに心がけ、皆様から「おおぎを利用して良かった」と思ってもらえるようなサービス提供に努める。

◇事業所内での研修を定期的実施しチーム全体の質の向上に努める。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

○地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

◇住み慣れた地域とご家族の中で、個々の状況に合ったサービス提供ができるよう、職員間の連携と質の向上に努める。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇専門的な知識や技術習得を図り、それらを活かした良いプランの提供ができるよう努める。

◇安心して自宅での生活が送れるように支援する。

◎三刀屋介護事業所

《訪問介護事業所みとや》

営業日：年中無休 営業時間：午前7時から午後7時

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

○障害者自立支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく、特定相談支援事業所の開設を予定。

◇地域の中でその人らしく生活ができるように支援する。

◇事業所内において職員個々の研修計画に基づき、積極的に各種研修会への参加を行う。

《デイサービスセンターみとや》 *定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇各職員が基本理念を理解した上で、利用者の多様なニーズに対応していけるよう個別援助の提供と、職員の自己研鑽による資質の向上を図る。

◇生活リズムを整えることにより、活動意欲の向上、健康状態の維持が図れるよう様々なメニューを用意したサービスの提供に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 *定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

*地域密着型サービス事業

◇「個別支援」「尊厳」を基本として、より高い専門性をもって個別援助に対応する。

◇ご家族の皆様のお思いを理解するために介護者の集いを開催し、リフレッシュしていただけるよう努める。

《デイサービスセンターなかの》 *定員10名

営業日：月曜日から金曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

◇利用者の意思や人格を尊重し、地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。

◇地域の方との交流や、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：木次町・三刀屋町

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう居宅サービス計画の作成を支援し、サービス事業者や医療機関との連携を図り、必要なサービス調整を図る。

◇主任介護支援専門員を計画し、サービスの質の向上のために専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

◎掛合介護事業所

《訪問介護事業所かけや》

営業日：年中無休 営業時間：午前7時から午後7時

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

○障害者自立支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護

◇利用者・家族の目標に向かって一緒に考え、支援することで生活意欲の維持・向上につながる介護に努める。

◇コンプライアンスマニュアルに基づく事業所内での法令順守の徹底

《好老センター通所介護事業所》 *定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時30分～午後4時40分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇事業所の基本理念に基づき、ご利用者様の立場に立った支援介護を行い、住み慣れた地域と家族に中で安心して暮らしていただけるような支援を心掛ける。

◇『信頼回復』を合言葉に職員一丸となって「安心」「安全」な事業所づくりを目指す。

《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
- ◇相手の立場に立った理解ができ、話しやすい雰囲気作りに努める。
「相談してよかった」と思っただけの事業所を目指す。
- ◇専門的な知識や技術の習得を積極的に行いより良いプランの提供ができるよう努める。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 *定員10名

- 生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施
日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間の居住提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消する。

◎小規模多機能型居宅介護事業所

《小規模多機能型居宅介護ふれあいセンター》 *登録定員25名
(通い定員*15名・泊り定員*5名・訪問)

- *地域密着型サービス事業
- ◇利用者の心身状況や環境に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供することで、住み慣れた地域にいつまでも暮らせるように支援する。
- ◇コミュニケーションを大切にし、個々の思いや希望に向き合いニーズに適したサービス提供に努める。

◎えがおの里

《特別養護老人ホームえがおの里》 *定員50名
(内ユニット型*20名)

《短期入所生活介護事業所えがおの里》 *定員6名
(空床利用有)

- ◇不適切ケアの改善による個別処遇の向上

<施設目標>

雲南市社会福祉協議会の理念と、在宅福祉部の基本理念をよく理解して、具体的な目標を掲げ、取り組みを進めることで入居者様の処遇向上と地域社会への貢献を果たして行く。

1. 個別処遇の維持・向上（ケアプランの充実と実現）

- 笑顔ミーティングの開催（毎日）
- 担当者会議へのご利用者様、ご家族様の参加
- 業務改善

2. 自立支援

- 理論に基づく根拠ある介護の実践（アセスメント：援助・支援）
- 機能訓練

3. 尊厳の保持
 - 選択できる生活
 - 不適切ケアの廃止
4. 施設外研修への積極的参加と復命研修の開催
5. 施設内研修の開催
 - 各委員会を中心に職員の専門性を養う研修会を開催する。
6. 介護支援専門員・介護福祉士等資格取得に向けた勉強会の実施

4. 保育所受託運営事業部門

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

1. 運営方針

平成 22 年度、雲南市から受託した三刀屋保育所保育業務の契約期間が満了し、平成 25 年度から新たに 3 ヶ年の契約が始まる。今後も、法人の設立趣旨に基づいた保育所運営に努める。

2. 保育の理念、保育目標、経営方針

<保育理念>

永井隆博士が残された崇高な精神を保育に反映させるべく「家族の子・地域の子・世界の子」をスローガンに“たくましく心豊かな子どもの育成”に努める。

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

<保育目標>

たくましく心豊かな子どもを育む

<経営方針>

- 子どもの人権を尊重し、一人一人の子どもが、健康で安全な生活ができる環境をつくり、心の健全な発達を図る。
- 一人一人の子どもの特性や発達及び心の育ちを踏まえ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう養護と教育を一体的に展開していく。
- 家庭や地域社会と連携を深め、総力で保育・子育て支援の充実を図る。
- 保育士は常に研修を積み重ね、省察しながら、状況に応じた判断と保護者等への相談・助言ができるような人間性と専門性の向上に努める。また、チームとしての保育所全体の保育力が向上するように務める。
- 障がいのある子どもの保育にあたっては、障がいの程度に応じた保育ができるよう専門機関の指導や助言を受け、保護者との連携を密にした適切な対応に務める。

- 乳幼児期にふさわしい食生活が展開できるよう、食にかかわる体験など、食育を通して心身の調和のとれた発達を促す。
- 就学に向かって、小学校との連携を積極的に深める。

3. 児童数

在籍児童(予定)

- ・平成 25 年 4 月 1 日在籍者数 125 名 (24 年度 122 名)
- ・平成 26 年 3 月末日在籍者数 135 名 (24 年度 139 名)

平成 24 年度、別館保育室の建設により認可定員が 30 人増員され、120 人となった。既存の保育室を有効に活用し、最大受入児童を 140 人程度として運営する。

4. 職員体制 (4 月 1 日現在)

常勤職員 27 名 (24 年度 26 名)

- ・所長 1 名、主任保育士 1 名、保育士 19 名、看護師 1 名、栄養士 2 名、調理員 1 名、事務員 2 名

嘱託医 2 名、嘱託歯科医 1 名

児童数の増加に伴い正規職員保育士の比率が 50 パーセントを下回ったことから、平成 25 年度に保育士の採用試験を実施し、平成 26 年度採用を予定する。

5. 職員の処遇改善

平成 25 年度、国の保育士等処遇改善臨時特例事業により委託料の増額が見込まれる。特例事業は単年度事業のため、増額分の委託料については職員への賞与の増額で対応する。平成 26 年度以降については、制度が定まっていないため、民間施設給与等改善費の改正動向も踏まえ、処遇改善に努めるものとする。

6. 保育時間

- (1) 平日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
- (2) 土曜 午前 7 時 30 分～午後 6 時
- (3) 延長保育 平日 午後 6 時 30 分～午後 7 時

7. 年間行事

- 4 月 入所式・交通安全教室
- 5 月 親子バス遠足・野菜の苗植え
- 6 月 笹巻き作り・歯科検診・虫歯予防教室
- 7 月 プール開き・七夕会・保育公開・聴力検査(4・5 歳)
- 8 月 夏まつり
- 9 月 祖父母公開保育・交通安全教室・内科検診・聴力検査(5 歳)
- 10 月 家族運動会・芋ほり・バス遠足

- 11月 雲南保育研究会公開保育・バス遠足・焼芋パーティ
- 12月 クリスマス会・コンサート
- 1月 新年の集い・餅つき大会
- 2月 節分の集い・発表会
- 3月 ひな祭り会・お別れお楽しみ会・修了式・内科検診
- 毎月 誕生会・避難訓練・手作り弁当の日・食育の集い・異年齢交流タイム
- 年2回 保護者個別面談

8. 給食・保健衛生の取り組み

- (1) 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- (2) 地域の皆さんの協力を得ながら、無償で借り受けている畑を活用して、所見による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
- (3) 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
- (4) 嘱託医による保護者への講話など、保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。

9. 子育て支援活動

- (1) 子育て支援の中核施設としての役割を果たすため、新たな取り組みとして保育所一般開放日を設け、保育所体験や育児相談等に取り組む。
- (2) 保育所の特性や保育士の専門性を生かし、保護者への支援を行う。
- (3) 幼稚園、小学校や地域住民の皆さんとの交流を積極的に行う。

10. 職員の養成、実習生の受け入れ等

- (1) 全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- (2) 研修計画を定め、所内研修、所外研修を実施する。
- (3) 職員会議を月1回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- (4) 保育所自己評価を実施し、保育の質の向上に取り組む。
- (5) 保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

11. 苦情処理について

雲南市立保育所苦情相談解決実施要綱に基づき、第三者委員や相談体制についての周知を行い、対応を図っていく。

Ⅱ 新規保育業務受託事務

1. 業務実施方針

雲南市は、雲南市立掛合保育所の保育業務を平成 26 年 4 月に委託開始することを計画されており、平成 25 年度中に事業者の公募が行われる見込みである。他の福祉法人等の動向を踏まえつつ、保育業務委託事業者として応募できる準備に取り組む。

2. 事務処理計画

(1) 準備体制

平成 25 年度の委託事業者選定スケジュールが明確となっていないことから、当面は、三刀屋保育所の保育業務受託スケジュールを参考にして、準備体制を整える。

(2) 諸規程の整備検討

掛合保育所保育業務受託を想定し、第 2 種社会福祉事業としての一時保育その他の事業について、定款、経理規程その他関係する諸規程の改正について検討を行う。

(3) 受託準備費用

保育業務受託準備に要する経費は、事業実施の状況が明確になった段階で、当初予算の予備費を財源として補正予算の編成により対応する。

以 上